

# 公職選挙法令処理基準

平成12年4月10日 選管第9号  
各市区町村選挙管理委員会委員長あて  
神奈川県選挙管理委員会委員長通知

改正 平成12年5月29日選管第87号通知 平成14年8月5日選管第98号通知  
平成15年3月17日選管第359号通知 平成16年3月29日選管第474号通知  
平成28年3月8日選管第274号通知 平成29年3月24日選管第351号通知

## (通知) 法定受託事務に係る処理基準の設定等について

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）による改正後の地方自治法（以下「新自治法」という。）第245条の9第2項の規定に基づき、貴委員会が公職選挙法及び同法施行令に定める法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として、「公職選挙法令処理基準」を別紙1のとおり定めましたので通知します。

なお、法定受託事務に係る処理基準は、事務を処理するに当たりよるべき基準であり、それに基づいて事務を処理することが法律上予定されているものですので、事務処理に当たっては、適切に処理するようお願いいたします。

また、新自治法第245条の4第1項に定める技術的助言として、公職選挙法の規定に基づく選挙事務の取扱いについて、「公職選挙事務取扱基準」を別紙2のとおり定めましたので、今後の事務の参考にしてください。

## (別紙1)

### 公職選挙法令処理基準

(法令等の略称)

**第1条** この処理基準において、法とは公職選挙法（昭和25年法律第100号）を、令とは公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）を、委員会とは選挙管理委員会をいう。

(選挙権を有しない者に係る通知)

**第2条** 令第1条の3第1項の規定による通知は、選挙権を有しない者に係る通知書（第1号様式）に準じて行う。

2 令第1条の3第2項の規定による通知は、選挙権を有しない者に係る通知書（第1号様式の2）に準じて行う。

(処分の取消し)

**第3条** 市区町村委員会は、法第27条第1項又は第2項の規定による表示若しくは法第28条の規定による抹消の処分を取り消したときは、選挙人名簿及びその抄本（法第19条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって選挙人名簿を調製している市区町村委員会にあっては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類をいう。以下同じ。）の備考欄に取消しの理由及び年月日を記載（磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあっては、記録）する。

(選挙人名簿の抄本の表示)

**第4条** 市区町村委員会は、令第53条第1項令第59条の4第4項又は令第59条の5の4第7項の規定により、不在者投票用紙及び不在者投票用封筒を交付し、又は発送したときは、直ちに当該選挙に使用する選挙人名簿の抄本の当該選挙人の備考欄にその旨及びその年月日を表示する。

2 前項の場合において、選挙人が選挙期日までに不在者投票用紙及び不在者投票用封筒を返還したときは、当該市区町村委員会は、同項の表示を消除する。

(登録の移替え等)

**第5条** 令第17条の規定により登録の移替えをしたときは、当該選挙人名簿の備考欄に前投票区名並びに移替えの理由及び年月日を記載（法第19条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあっては、記録。次項において同じ。）する。

2 投票区を設け、又はこれを変更したことにより新たに選挙人名簿を編製したときは、当該選挙人名簿の備考欄に前投票区名並びに編製の理由及び年月日を記載する。

(選挙期日前の調査)

**第6条** 市区町村委員会は、令第28条第1項の規定により投票管理者（共通投票所及び期日前投票所の投票管理者を含む。以下この条において同じ。）に選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が法第19条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項、当該事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）又は当該事項を記載した書類。第3項において同じ。）を送付した後、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、直ちに選挙人名簿整理表（第2号様式）を作成し、これを関係投票管理者に送付する。

- (1) 法第24条第2項の規定により登録又は抹消をしたとき。
- (2) 法第26条の規定により登録をしたとき。
- (3) 法第27条第1項の規定により表示をしたとき。
- (4) 法第27条第3項の規定により修正又は訂正をしたとき。
- (5) 法第28条の規定により抹消をしたとき。
- (6) 令第16条の規定により表示を消除したとき。
- (7) 令第17条の規定により登録の移替えをしたとき。
- (8) 令第18条第2項の規定により選挙人名簿登録証明書を交付したとき。
- (9) 令第18条第3項の規定により選挙人名簿登録証明書の返付を受けたとき。
- (10) 令第59条の3第4項の規定により郵便等投票証明書を交付したとき。
- (11) 令第59条の3第5項の規定により郵便等投票証明書の返付を受けたとき。
- (12) 令第59条の3の2第4項又は第5項の規定による記載をしたとき。
- (13) 令第59条の7第2項の規定により南極選挙人証を交付したとき。
- (14) 令第59条の7第3項の規定により南極選挙人証の返付を受けたとき。
- (15) 第3条の規定による表示又は抹消の取消しをしたとき。
- (16) 第4条第1項の規定により表示をしたとき。

2 前項の規定は、令第28条第2項の規定により送付する場合に準用する。

3 投票管理者は、前2項の規定により選挙人名簿整理表の送付を受けたときは、選挙人名簿又はその抄本と照らし合わせ、整理する。

(選挙人名簿の移送又は引継ぎ)

**第7条** 市区町村委員会は、令第19条の規定により選挙人名簿（当該選挙人名簿が法第19条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合を除く。次条において同じ。）を移送し、又は引継ぐ場合に、当該移送又は引継ぎに係る選挙人名簿に抄本があるときは、当該選挙人名簿に当該抄本を添付する。

(選挙人名簿の書替え)

**第8条** 市区町村委員会は、選挙人名簿の汚損、破損その他の事由により新たに選挙人名簿を書き替えるときは、当該選挙人名簿の備考欄に書替えの理由及び年月日を記載する。

(在外選挙人名簿に係る処分の取消し)

**第9条** 市区町村委員会は、法第30条の10第1項の規定による表示又は法第30条の11の規定による抹消の処分を取り消したときは、在外選挙人名簿及びその抄本（法第30条の2第4項の規定により磁気ディスクをもって在外選挙人名簿を調製している市区町村委員会にあっては、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類をいう。以下同じ。）の備考欄に取消しの理由及び年月日を記載（磁気ディスクをもって調製する在外選挙人名簿にあっては、記録）する。

(在外投票事務処理簿)

**第10条** 令第65条の19第1項の規定により市区町村委員会が作成する在外投票事務処理簿は、第3号様式とする。

(在外選挙人名簿に係る選挙期日前の調査)

**第11条** 市区町村委員会は、令第65条の13で読み替えて適用される令第28条第1項の規定により指定在外選挙投票区の投票管理者（指定共通投票所及び指定期日前投票所の投票管理者を含む。以下この条において同じ。）に在外選挙人名簿又はその抄本（当該在外選挙人名簿が法第30条の2第4項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項、当該事項を記録した電磁的記録媒体又は当該事項を記載した書類。次項において同じ。）を送付した後、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、直ちに在外選挙人名簿整理表（第4号様式）を作成し、これを指定在外選挙投票区の投票管理者に送付する。

- (1) 法第30条の8第1項において準用する法第24条第2項の規定により登録又は抹消をしたとき。
- (2) 法第30条の10第1項の規定により表示をしたとき。
- (3) 法第30条の10第2項の規定により修正又は訂正をしたとき。
- (4) 法第30条の11の規定により抹消をしたとき。
- (5) 令第23条の13の規定により表示を消除したとき。
- (6) 第9条の規定による表示又は抹消の取消しをしたとき。

2 指定在外選挙投票区の投票管理者は、前項の規定により在外選挙人名簿整理表の送付を受けたときは、在外選挙人名簿又はその抄本と照らし合わせ、整理する。

(在外選挙人名簿の移送又は引継ぎ)

**第12条** 市区町村委員会は、令第23条の16第1項において準用する令第19条の規定により在外選挙人名簿（当該在外選挙人名簿が法第30条の2第4項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合を除く。次条において同じ。）を移送し、又は引継ぐ場合に、当該移送又は引継ぎに係る在外選挙人名簿に抄本があるときは、当該在外選挙人名簿に当該抄本を添付する。

(在外選挙人名簿の書替え)

**第13条** 市区町村委員会は、在外選挙人名簿の汚損、破損その他の事由により新たに在外選挙人名簿を書き替えるときは、当該在外選挙人名簿の備考欄に書替えの理由及び年月日を記載する。

(ポスター掲示場の減数)

**第14条** 法第144条の2第2項ただし書に規定する「特別の事情がある場合」とは次の場合とする。

- (1) 地勢、交通等の事情により法定数のポスター掲示場を設置する場所を確保することが極めて困難である場合
- (2) 有権者数とその分布状況等からみて法定数のポスター掲示場を設置してもその効用が十分には発揮できない場合